2　改正法附則第三十二条第二項第二号に規定する政令で定める年金は、次に掲げる年金とする。

一　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項（確定給付企業年金に係る規約）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける年金

二　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける年金

3　この政令の施行の日前に締結された定期金給付契約のうち同日から平成二十三年三月三十一日までの間に変更（財務省令で定める軽微な変更を除く。）があったものに係る改正法附則第三十二条第二項の規定の適用については、当該契約は、当該変更があった日に新たに締結された定期金給付契約とみなす。

（保険業法施行令の一部改正）

第三条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「（昭和二十二年勅令第百六十五号）」の下に「、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）」を、「第九十三条」の下に「、相続税法施行令第一条の二第一項第一号」を加え、「第十二条、貿易保険法施行令」を「第十二条、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令」に改める。

財務大臣　菅　**直人**
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

地価税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十三号

地価税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、及び地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第一号中「一方の法人又は他方の」を「合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

財務大臣　菅　**直人**
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十四号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条第一項第五号、第九条第九項、第十二条の二第一項及び第三項、第三十七条第二項及び第七項、第三十七条の二第六項、第三十九条第一項並びに別表第一第四号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「証書」の下に「及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第一項（定義）に規定する前払式支払手段に該当する同項各号に規定する番号、記号その他の符号」を加える。

第十七条第二項第四号中「おけるもの」の下に「並びに指定保税地域等相互間の運送」を加える。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取り等である場合についての適用）

第二十条の三　法第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物（法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条及び第二十五条第二項において同じ。）の保税地域からの引取りである場合又は特例申告に関する決定（特例申告書に記載すべき法第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額についての決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合とし、」と、「当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合」とあるのは「当該特例申告書を提出した場合又は当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合」とする。

第二十五条の見出しを「（専ら非課税資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人の範囲等）」に改め、同条中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合又は特例申告に関する決定に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における同項の規定の適用については、同項中「行つた場合」とあるのは、「行つた場合（当該調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この項において同じ。）の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告書を提出した場合とし、特例申告に関する決定（特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額についての決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合とする。）」とする。

第二十八条第三項中「第五十六条各号」を「第五十六条第一項各号」に改める。

第四十九条第五項第四号中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第五十六条に次の一項を加える。

2　法第三十七条第二項ただし書に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間は、前項第一号に掲げる課税期間とする。

第五十七条の二第一項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第五十七条の三第一項第三号中「第三十七条第三項」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十九条第一号中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による」を削り、同条第二号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五十九条の改正規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

（輸出取引等の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の消費税法施行令（以下「新令」という。）第十七条第二項第四号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同号に規定する特定輸出貨物に係る同号の役務の提供については、なお従前の例による。

（調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取り等である場合についての適用に関する経過措置）

第三条　新令第二十条の三の規定は、施行日以後に消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出する事業者の施行日以後に開始する課税期間（同法第十九条に規定する課税期間をいう。）において当該事業者が新令第二十条の三に規定する特例申告書の提出に係る課税貨物又は同条に規定する特例申告に関する決定に係る課税貨物の保税地域からの引取りを行った場合について適用する。